

議決事項第8号

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員 の人事評価に関する規則の 一部を改正する規則</p>	<p>副校長を人事評価の対象 にする等のため、所要の改 正をしようとするものであ る。</p>	<p>1 人事評価対象者の追加            (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。            (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿            舎指導員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とす            る。            (第5条関係)</p> <p>2 施行期日            令和4年4月1日から施行する。            (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会

規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表中「教頭、事務長」を「副校長、教頭、事務長」に、「の教頭」を

「の副校長又は教頭」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

<p>改 正 案</p>	<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">被評価者</td> <td rowspan="2">第一次評価者</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">副校長、教頭、事務長及び副主幹</td> <td>主幹教諭、</td> <td>教諭、養護</td> <td>教諭、栄養</td> <td>教諭、栄養</td> <td>教諭、講師</td> <td>実習助手</td> <td>及び寄宿舎</td> <td>指導員</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>所属する学</td> <td>校の副校長</td> <td>又は教頭</td> <td>略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	略	副校長、教頭、事務長及び副主幹	主幹教諭、	教諭、養護	教諭、栄養	教諭、栄養	教諭、講師	実習助手	及び寄宿舎	指導員	略	所属する学	校の副校長	又は教頭	略
被評価者	第一次評価者	略					副校長、教頭、事務長及び副主幹	主幹教諭、	教諭、養護	教諭、栄養	教諭、栄養	教諭、講師	実習助手	及び寄宿舎		指導員	略		
			所属する学	校の副校長	又は教頭	略													
<p>現 行</p>	<p>(自己申告評価)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 ～ 4 略</p> <p>5 評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">被評価者</td> <td rowspan="2">第一次評価者</td> <td rowspan="2">略</td> <td rowspan="2">教頭、事務長及び副主幹</td> <td>主幹教諭、</td> <td>教諭、養護</td> <td>教諭、栄養</td> <td>教諭、講師</td> <td>実習助手</td> <td>及び寄宿舎</td> <td>指導員</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>所属する学</td> <td>校の教頭</td> <td>略</td> </tr> </table>	被評価者	第一次評価者	略	教頭、事務長及び副主幹	主幹教諭、	教諭、養護	教諭、栄養	教諭、講師	実習助手	及び寄宿舎	指導員	略	所属する学	校の教頭	略		
被評価者	第一次評価者	略					教頭、事務長及び副主幹	主幹教諭、	教諭、養護	教諭、栄養	教諭、講師	実習助手	及び寄宿舎		指導員	略			
			所属する学	校の教頭	略														